

## 田村市公告第216号

田村市新しいまちづくり基本計画策定業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和8年6月1日

田村市長 白石 高司

### 1 業務概要

- (1) 業務名 田村市新しいまちづくり基本計画策定業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月26日まで
- (3) 契約上限額 3,458,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
※提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。  
※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

### 2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者又は契約までに登録見込みの者とし、公示の日から契約締結の日の間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 国又は地方自治体から入札指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (7) 福島県内に本社または営業所を置いていること。また、県内の本社または営業所に在籍している者が本事業に従事できること。
- (8) 過去5年間において、本業務に技術上類似する業務を受託した実績を有していること。

### 3 参加表明書の提出

本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月10日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。(郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法に限る。)

(3) 提出先

田村市建設部 都市計画課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

(4) 提出書類

①参加表明書(様式1) 1部

②参加資格要件確認書(様式2) 1部

③企画概要書(様式3) 1部

④企業実績調書(様式4) 1部

⑤履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) 写し可 1部(3か月以内のものに限る。)

⑥国税(消費税及び地方消費税)の納税証明書の写し及び市税(法人市民税・固定資産税)の納税証明書の写し 各1部(市税は、田村市から課税されていない場合は添付不要)

4 応募手続等

項目	日程
公募開始(プロポーザル公告)	令和8年6月 1日(月)
参加表明書等の提出期限	令和8年6月10日(水) 17時(必着)
質問書の提出期限	令和8年6月17日(水) 17時(必着)
参加資格要件確認結果通知	令和8年6月22日(月)
企画提案書の提出期限	令和8年6月30日(火) 17時(必着)
プレゼンテーション審査会	令和8年7月 8日(水)
審査結果通知	令和8年7月10日(金)

※応募状況その他の理由により、日程が変更となる場合があります。

5 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

6 最優秀提案者の選定

田村市新しいまちづくり基本計画策定業務委託審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も評点の高い提案者を最優秀提案者に選定する。

ただし、2者以上が同点となった場合は、参考見積額の低い者を優先交渉権者とし、なお、

同額の場合は、審査委員の多数決により決定する。

また、多数決が同数の場合は、委員長が決定する。

#### 7 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後速やかに全ての参加者に書面で通知するとともに、次の内容を田村市ホームページ上で公表する。なお、審査結果（評価点）は非公表とする。

(1) 企画提案書の提出件数

(2) 最優秀提案者の名称

#### 8 その他

本業務に関する詳細は、田村市新しいまちづくり基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領、仕様書による。

#### 9 問い合わせ先

田村市 建設部 都市計画課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電 話 0247-82-1114

電子メール [toshikei@city.tamura.lg.jp](mailto:toshikei@city.tamura.lg.jp)